

📎資産税～お役立ち～新聞📎

📍相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります📍

第 61 号(2020 年 9 月)

📎 < - - - 離縁による姓の変動 - - - > 📎

📍 [離縁すると旧姓に戻る]

養子となった者は、離縁する事により養子縁組が終了すると、原則として、その姓は、養子縁組前の旧姓に戻ります。(民法第 816 条前段)

📍 [但し、養父母の一方とだけ離縁した場合は戻らない]

離縁すると、養子の姓は養子縁組前の旧姓に戻るのが原則です。

但し、養父母の一方とだけ離縁した場合には、旧姓には戻らず養親の姓を名乗り続けることとなります。(民法第 816 条但し書き)

夫婦である者は、夫・妻の双方が養親になることは勿論のこと、配偶者の同意があれば、いずれか一方のみが養親になることが出来ます。

(民法第 796 条)

離縁する場合も同様で、夫婦で養親となっている場合、養父・養母の双方と離縁することは勿論のこと、そのいずれか一方とだけ離縁することも可能です。

このように養父又は養母のいずれか一方とだけ離縁した場合には、その養子の姓は旧姓に戻ることはなく、養親の姓を名乗り続けることとなるのです。

📍 [7 年以上続いた後なら養親の姓を名乗ることも可能]

上述したとおり、離縁すると養子の姓は、養子縁組前の旧姓に戻るのが原則です。

しかし、養子だった者が実社会で生活する上では、いくら離縁したからといって、それまで長年名乗ってきた姓を急に旧姓に戻してしまうと、何かと不便を被ることもあるでしょう。

そこで民法では、養子縁組をしてから 7 年以上経過後に離縁により旧姓に戻った者については、届出のみで養親と同じ姓を名乗ることを認めています。(民法第 816 条②項)

📍 [届出はいつまでに、どこに提出?]

離縁後も養親の姓を名乗りたい者は、離縁の日から 3 ヶ月以内に「離縁の際に称していた氏を称する届」という書類を提出する必要があります。

この「離縁の際に称していた氏を称する届」は、養子縁組中の姓を名乗ろうとする者の本籍地・住所地・所在地の内、いずれかの市区町村役場へ提出します。

この「離縁の際に称していた氏を称する届」を提出する際は、家庭裁判所の許可は不要であり、また、証人も必要ありません。

前述した「養子縁組をしていた期間が 7 年以上経過」と「離縁の日から 3 ヶ月以内に提出」という要件さえ満たしていれば足りるのです。

📍 [何故「7 年以上」?]

離縁後も養子縁組中に名乗っていた姓を名乗り続けるのに何故「養子縁組をしていた期間が 7 年以上経過」という要件が必要なのでしょう? 実は、この「離縁後も養子縁組中に名乗っていた姓を名乗り続ける」という制度と構造的に似ているものとして「離婚後も婚姻中の姓を名乗り続ける」という制度(民法第 767 条②項)があります。

「離婚後も婚姻中の姓を名乗り続ける」という制度の場合は、婚姻が継続していた期間に最低限度期間を設けていません。

一方、「離縁後も養子縁組中に名乗っていた姓を名乗り続ける」という制度の場合は、「離縁後においても養子縁組中の姓を勝手に名乗る」という目的で当該規定が乱用されないように「7 年間」という最低限度期間を設けているのです。

📍 [終わり] 📍